

## 【特記仕様書】

令和4年度 地域維持型緊急処理（その2）業務委託

### 1 適用

- (1) 本仕様書は、令和4年度 地域維持型緊急処理（その2）業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は、設計書および契約書、長野市建設工事共通仕様書に定めるもののほかの事項、長野市建設工事共通仕様書の適用除外事項について定める。

### 2 業務の目的

本業務は、長野市が管理する道路・水路等において、日常寄せられる市民からの維持補修の要望、又はパトロール及び定期点検等により発見された不具合危険箇所について、緊急処理業務を実施し、良好安全な環境を確保するものである。

### 3 業務の内容

- (1) 業務の内容は、建設部維持課所管で維持管理している道路水路等の維持及び補修に関わるものとし、表-1に示す。
- (2) 表-1に示す業務内容のほか、公衆災害等の防止を目的とする業務を行う必要が生じた場合は、協議合意の上実施できるものとする。

(表-1)

	工種	内容
維持	(1) 路面	①コンクリート舗装 目地及びクラックの充填、欠損部の充填部及び舗装表面の剥離に対する処理、局部的に破損した箇所の打ち換え、舗装版の沈下の修理等
		②アスファルト舗装 パッチング、波状整正、ポットホールに対する応急処理等
		③砂利路面 砂利道の磨耗、飛散に対する骨材等の補給、アスファルトもしくはコンクリートの舗設
		④歩道等 ブロック版の据え直し等
	(2) 構造物	①橋梁 上下部、袖石積等の小修理、塗装修理等
		②トンネル 覆工表面破損部等の小修理
		③一般構造物 擁壁、側溝等の小修理
	(3) 交通安全施設等	道路照明、防護柵、道路標識等の小修理
	(4) 路肩法面等	①路肩 路肩処理、路肩舗装等
		②法面 除草、枝払い、法面の維持補修等
		③清掃・散水 路面、側溝、管渠、トンネル、横断歩道橋等の清掃及び散水
		④除雪 積雪・結氷の除去、凍結防止剤の散布・補給、路肩表示等
	(5) その他	①巡回 横断地下道、身障者用昇降機等の機器の点検
		②災害復旧 応急復旧工事（シート張り、板柵、仮設水路等仮設設備設置等）
		③応急処理 被災箇所の応急処理（崩落土、倒木等の処理等）

修繕	(1)路面	オーバーレイ、パッチング、歩道修繕等
	(2)構造物（一般構造物）	暗渠、擁壁、側溝、スラブ、歩車道境界ブロック等の修繕

4 作業体制及び責任者（資格者等）

(1) 作業体制及び班編成

A班B班とも、作業員3人及び安全対策として交通誘導警備員1人の4人編成とする（表-2）。

ただし、休日緊急処理業務（長野駅前凍結防止剤散布）については、交通誘導警備員の配置は不要とする。

(2) 責任者（資格者等）

班に1名の1級または2級土木施工管理技士の資格を有する責任者を定めるとともに、1名以上の労働安全衛生特別教育（伐木、刈払機）修了者を配置すること。また、安全対策のための交通誘導警備員は警備会社との契約による警備員を配置すること。

表-2

名称		単位	数量	備考	
編成人員 (業務①)	A班	特殊作業員	人	1	
		普通作業員	人	1	
		軽作業員	人	1	
		交通誘導警備員	人	1	交通誘導警備員B
	B班	特殊作業員	人	1	
		普通作業員	人	1	
		軽作業員	人	1	
		交通誘導警備員	人	1	交通誘導警備員B
(休日) 編成人員	A班	特殊作業員	人	1	
		普通作業員	人	1	
		軽作業員	人	1	

5 業務実施期間等

(1) 業務実施期間

業務実施期間及び設計書計上の作業日数は表-3及び表-4のとおりとする。競合工事や施工上の都合で、やむを得ず休工または休日作業となる場合は、監督員と協議の上変更できるものとする。

表-3

	業務実施期間	休業日
--	--------	-----

A班	令和4年4月1日～5年3月31日 合計12ヶ月間	① 土曜日、日曜日、祝日、閉庁日 (1月1日～1月3日を除く) ② 8月15日、8月16日、1月4日、1月5日
B班	令和4年7月1日～4年10月31日 合計4ヶ月間	① 土曜日、日曜日、祝日、閉庁日 ② 8月15日、8月16日

表-4

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(日)
A班													242.0
平日	20.0	19.0	22.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	17.0	19.0	22.0	239.0
※1	20.0	19.0	22.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	17.0	19.0	22.0	239.0
休日 ※2										3.0			3.0
B班				7月	8月	9月	10月						80.0
平日 ※1				20.0	20.0	20.0	20.0						80.0

※1 平日の作業

業務① 通常の維持補修業務

※2 休日の作業

日程 1月1日～1月3日

内容 長野駅前凍結防止剤散布作業

(2) 作業時間

平日作業は、午前8時30分～午後5時15分までとする。ただし、新型コロナウイルス感染防止の観点から、監督員と協議のうえ変更することも可能とする。

休日作業は、路面状況に応じて判断する。

(3) 業務着手日

A班 令和4年4月1日、B班 令和4年7月1日、当日午前8時30分から業務開始すること。なお、設計書に計上されている車両及び常備機器を着手日に使用できる状況に準備すること。

6 業務及び作業に使用する業務車両及び常備機械器具、その他必要な器具

(1) 業務車両及び常備機器の数量等

業務着手日(4月1日)以降は、表-5に掲げる業務車両及び常備機器を用意しなければならない。

表-5

名称	単位	数量	備考
ダンプトラック 2t 車体塗色黄色仕様	台	1	
軽トラック 4WD 5MT 660cc	台	1	
振動コンパクタ 【前進型】 40kg～60kg	台	1	
コンクリートカッター (手動式) プレート径 30cm	台	1	
電動ハンマドリル 穴明け能力 38mm	台	1	
電動ディスクグラインダー トイ径 100mm	台	1	
発動発電機 ガソリンエンジン駆動 1kva	台	1	
コンクリートハイブレーター 振動部外径 23～32mm 全 1m	台	1	
ガスバーナー 116.3kw 以上 火口径 60mm 以上	台	1	
一輪車	台	1	
剣先スコップ	本	3	
角スコップ	本	3	
小角スコップ	本	3	
ツルハシ 650×900	本	1	
携行缶 20L	個	1	
草刈機(肩掛式) カッター径 230mm	台	3	
チェーンソー 鋸長 350mm	台	1	
高枝鋸 2.4～5.0m 以上	本	1	
各種燃料 (ガソリン、軽油、混合ガソリン、プロパンガス)	式	1	
車両用回転灯 マグネット脱着式 24V 黄	基	1	
矢印看板両面反射 500×900×570 折畳式赤白	基	2	
工事看板 縦長 550×1400 脚付	基	2	

業務車両及び常備機械器具等  
(A班・B班共通)

## (2) ダンプトラックの仕様

作業に使用する 2t ダンプトラックはパトローカー仕様(※1)とする。

### ※1 パトローカー仕様

規格：車体両側面及び後面の 15cm の帯状かつ水平の部分に白色に、車体のその他の部分を黄色に塗色したもの。汚損または錆び、塗装の剥離等があるてはならない。

文字：「道路維持作業車」を両側面及び荷台後部中央に表示したもの。また、「長野市受託作業車」を両側面に表示する。

回転灯：マグネット等で脱着できる黄色発光回転灯を装備すること。但し、作業中のみ発光させるものとし、作業時間以外及び走行中は発光させてはならない。

(3) 常備する業務看板の仕様

看板表示：「道路（水路）の維持作業をしています」を表示し、施工主体「長野市役所維持課」を表示すること。なお文中の道路は「水路」と記載したマグネット版を用意し、道路・水路の作業別に併せ表示すること。

(4) その他必要な機器

①安全施設として計上している矢印板以外に、バリケード、歩行者誘導シート、養生マット等現場で必要となる保安施設等については、諸経費に費用を見込んでいるので、監督員からの指示により設置すること。

②常備機器に見込まれていない機器の使用が必要な場合で、維持課及び維持課土木詰所に配備されている機器である場合は、監督員との協議により使用することができる。

## 7 業務実施方法

### 【業務①】

(1) 1日の業務（作業）の流れ

業務（作業）日の流れは次のとおりとする。

①8:30に監督員と受注者責任者による作業打ち合わせを市役所会議室で行う。（要望処理受付カードによる指示。要望処理受付カードはこの時に貸出す。）

②業務（作業）打ち合わせ完了後から概ね17:00頃まで、資材、機材等の積込、現場へ移動、緊急処理業務（作業）の実施、完了後の片付けの一連の作業を行う。この間、気象状況等を考慮しながら、適正な休憩時間を確保すること。また、着手前、作業中、完了の写真撮影すること。

③概ね17:15頃までに業務（作業）完了報告を監督員へ行う。

(2) 資材（原材料）の調達

作業上必要な資材（原材料）は、市が支給する。数量等については、作業打ち合わせ時に必要量を協議し決定する。なお、支給場所は原則として、維持課土木詰所（長野市松岡二丁目1-14）または監督員が指定する場所とする。

(3) 常備機器の保管

常備機器については、緊急時直ぐに使用できるように、自社置き場等に保管すること。なお、特に監督員が指定する緊急性の高い器具（草刈機、高枝鋸、チェーン等）については、協議の上、維持課土木詰所の敷地内の一部を無償貸与するので、そこに保管できるものとする。

(4) 安全管理

業務（作業）中は、現場前後に業務看板を設置するとともに、矢印板等の安全誘導看板を設置し、交通誘導警備員を1名配置し安全に万全を期すこと。なお、現場状況により交通誘導員の増員が必要となる場合は、作業員の中から1名誘導員に充てることとする。

(5) 発生材の取扱い

業務（作業）により発生する、残土・コンクリート廃材・アスファルト殻・木材等の廃棄物、コンクリート二次製品・グレーチング等の工場製品、ほか現場で発生する建設副産物全てについて、維持課土木詰所の仮置き場へ作業日の時間内に集積するものとし、維持課土木詰所の仮置き場以外（自社置き場等）には処理、保管してはならない。搬入にあたっては、維持課土木詰所職員の指示に従うこと。

## (6) 土木詰所との共同作業

緊急時や業務の目的により、土木詰所との共同作業を実施する場合がありますので承知すること。また、実施に際しては相互協力により円滑な施工となるよう留意すること。

## (7) 業務（作業）完了報告

- ①業務（作業）終了後は、作業内容等を「作業日報」（別紙1）により記入し報告すること。
- ②毎月1回、前月分の業務（作業）実施状況について、「業務実績報告書」（別紙2）に記入し、作業打ち合わせ時に貸出した「要望処理受付カード」に現場状況写真（着手前、作業中、完了各一枚）を添付したものと併せ、毎月7日までに提出すること。

## 長野駅前凍結防止剤散布作業】

### (1) 作業日及び時間

作業日は令和5年1月1日(日)～令和5年1月3日(火)までの3日間とする。散布時間は路面状況に応じての判断とするが、目安として各日1回目散布は8時～11時までに、2回目散布は15時～18時までに完了させること。作業は1回あたり0.5日、1日最大2回散布とし、6回分の作業を見込んでいる

### (2) 作業範囲

別紙-1の範囲で、監督員が指定する路線について散布すること。

### (3) 作業実施の判断

本作業は、路面が凍結している、または気温予測や路面の湿潤状態からの凍結、積雪または積雪が当日中に予測される場合に実施するもので、当日の作業前に現地確認のうえ実施の判断を行うものとする。なお、散布が必要ないと判断された場合は休業日扱いとし、減工変更する。

### (4) 材料の支給及び機器の貸与

凍結防止剤は維持課詰所にて支給する。また散布機等の機器についても維持課詰所にて貸与する。

### (5) 散布方法

手撒きまたは手押し散布機により、20g/m<sup>2</sup>を目安に路面に散布する。この際、通行者に注意しながら、安全確保し散布すること。

## 8 官公庁への届出

### (1) 道路使用許可願い

契約後、速やかに所轄警察署に「道路使用許可願い」を申請し、許可を得ること。許可に際しては、指定するエリア分け毎に申請を行うものとし、令和5年3月31日まで継続更新手続きを行うこと。

なお、警察署との事前協議でエリア全体を対象とした申請書の受理条件は通行止めを伴わない業務とされているので留意の上、申請書に添付する交通安全管理図（通行制限方法）等は想定される数パターンを図化し添付するものとする。

また、通行止めを伴う作業が生じる場合は、別途申請を都度行うものとする。

### (2) 通行制限願い

契約後、速やかに長野市建設部監理課に「通行制限願い」を申請し、許可を得ること。許可に際しては指定するエリア分け毎に申請を行うものとし、令和5年3月31日まで継続更新手続きを行うこと。

## 9 その他留意事項

### (1) 業務現場及び材料支給場所（維持課土木詰所）での近隣対策

作業が円滑に行えるよう、また、維持補修作業に対し市民からの理解協力が得られるよう、作業際には、次の事項を徹底すること。

- ①作業現場隣接住宅への作業前周知（市の発注であることと会社名・作業内容及び目的・作業時間等）
- ②作業時以外の車両・機器のアイドリングストップ<sup>°</sup>、低騒音機械の使用、大声での会話を控える等の騒音対策
- ③公衆トイレ等の使用（トイレ以外での排泄の禁止）
- ④現場の後片付け、作業車の美化等のイメージアップ<sup>°</sup>（特別費用のかかるものは求めている）。
- ⑤現場でトラブル等が発生した場合は、速やかに監督員へ報告すること。

### (2) 新型コロナウイルスへの対応について

- ①作業従事者（当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む）の体温及び健康状態の把握を毎日行い、健康管理を徹底すること。
- ②作業従事者に、感染や濃厚接触の疑いがある者が出た場合は、県や市の保健所に相談の上、保健所の指導に従い自宅待機等適切な措置を講ずること。
- ③作業従事者に、感染者や濃厚接触者が出た場合は、速やかに監督職員に報告すると共に、その後の対応についても速やかに検討し報告すること。

### (3) 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

### (4) その他

仕様書及び仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、その都度協議をおこない円滑な作業に努めること。